

原規規発第 2305312 号  
令和 5 年 5 月 3 1 日

三菱重工業株式会社  
取締役社長 泉澤 清次 殿

原子力規制委員会

発電用原子炉施設に係る特定機器の型式の指定について

令和 4 年 7 月 1 3 日付け Doc No. L5-95KV100 R0 (令和 5 年 3 月 3 1 日付け Doc No. L5-95KV151 R0 をもって一部補正) をもって、申請のあった上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号) 第 4 3 条の 3 の 3 1 第 1 項の規定に基づき、型式設計特定機器をその型式について指定 (型式指定の番号: D-S E-2305311) したので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (昭和 5 3 年通商産業省令第 7 7 号) 第 1 1 0 条第 1 号の規定に基づき、通知します。